

## 令和6年度東アジア文化都市交流事業受入派遣業務委託仕様書

### 1 契約期間

契約締結日から令和6年10月25日（金）まで

### 2 業務概要

東アジア文化都市事業は、日本・中国・韓国の3か国で、文化による発展をめざす都市を各国1都市選定し、各都市が行うさまざまな文化プログラムを通して、交流を深める国家プロジェクトである。2016年のパートナー都市である中国・寧波市と韓国・済州特別自治道が奈良市と国際交流を行う上で、必要な輸送・宿泊等について委託を行う。

### 3 主な業務内容

項目	日程	主な業務	人員
① 韓国済州特別自治道への渡航業務（渡航プログラム）	令和6年7月29日（月）～8月1日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関空～韓国空港間の往復航空券手配</li> <li>・通信機器の手配</li> <li>・記念品</li> </ul>	10名
② 中国寧波市への渡航業務（渡航プログラム）	令和6年8月22日（木）～8月25日（日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関空～中国空港間の往復航空券手配</li> <li>・通信機器の手配</li> <li>・記念品</li> </ul>	10名
③ 中韓交流団受入業務（受入プログラム）	令和6年9月27日（金）～9月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国、韓国交流団の宿泊場所手配</li> <li>・貸切バス手配</li> <li>・食事手配</li> <li>・ミネラルウォーター手配（1日 3本）</li> <li>・視察手配</li> <li>・中国、韓国交流団への同行通訳手配</li> <li>・添乗員手配</li> <li>・記念品</li> </ul>	中国交流団：10名 韓国交流団：10名 日本交流団：18名

### 4 業務詳細

#### ① 韓国済州特別自治道への渡航業務

- ・派遣先 韓国・済州特別自治道
- ・日程 令和6年7月29日（月）～8月1日（木）（現地交流 30日、31日）
- ・人員 10名

#### ア 関空－韓国空港間の往復航空券手配

【座席数】

- ・ 10席

#### 【航空便】

- ・ 関西国際空港を出発・到着の空港とし、韓国は済州国際空港を到着・出発空港とすること。
- ・ 出国は関西国際空港出発で10時以降の出発予定便、済州国際空港に20時までの到着予定便とすること。
- ・ 帰国は済州国際空港出発で10時以降の出発予定便、関西国際空港に20時までの到着予定便とすること。
- ・ 渡航ルートは、直行もしくは1回の乗継で到着するものとする。
- ・ 渡航者全員が同一便とする。
- ・ 1人あたり1個までのスーツケースを受託手荷物とする。受託手荷物の重さは15kg～20kgとする。
- ・ 航空会社はLCCも可とする。

#### 【発券】

- ・ 座席クラスはすべてエコノミークラスとする。
- ・ 入札後の経路変更等は原則禁止。但し発券前に満席が判明した場合は担当者へ連絡し指示に従うこと。
- ・ 渡航者に係る詳細情報（パスポート情報）は、6月27日（木）頃に落札者に提供する。  
（参加情報（航空券予約に必要な氏名等）は、6月20日（木）頃に提供できる予定）

#### 【納品】

- ・ Eチケットを発券すること。
- ・ 出発日の1週間前までに出力したもの及びメールで委託者へ納品すること。

#### 【変更及びキャンセルについて】

- ・ 委託者より変更又はキャンセルの依頼があった場合は、速やかに対応すること。

#### 【天災地変等やむを得ない理由による変更について】

- ・ 委託者の指示に従い、航空券の変更あるいはキャンセルの手配をすること。

#### 【添乗員】

- ・ 同行は不要。但し渡航中は現地情勢や天候、航空機の運行状況を確認し、欠航等の恐れがある場合は代替便を手配すること。

#### イ 通信機器の手配

- ・ 現地で使用可能な携帯電話1台とWi-Fiルーター1台を手配（4G以上、通信容量無制限プランとする）。携帯電話の使用は1日30分を見込む。

#### ウ 記念品手配

- ・ 奈良市の特産品等を交流の記念品として手配すること。金額は5,000円（税込）とし委託料に含め内容は委託者と調整し決定すること。

## エ その他

- ・海外旅行保険は参加者個人加入となるため委託金額には含めないこと。但し、参加者に対して海外旅行保険の案内を行うこと。
- ・渡航における注意事項、緊急連絡先（体制）とリスク管理を参加者向けの「緊急対応マニュアル」としてまとめ、7月19日（金）までに委託者へ提出すること。
- ・参加者の安全や健康が損なわれる危機がある場合は、事業者のネットワークを活用し、日本への迅速な帰国手続き、大使館、領事館等の関係機関との調整を行い対応すること。
- ・7月29日（月）の済州国際空港到着から8月1日（木）済州国際空港出発までにかかる食事、宿泊は韓国主催者より提供があるため委託料に含めないこと。
- ・渡航において必要な手続き（パスポート申請、ビザ申請、コロナ陰性証明、検査等）を参加者が行う際、参加者個人負担となり委託料に含めないこと。ただし、手続きの相談やサポートは行うこと。

## ② 中国寧波市への渡航業務

- ・派遣先 中国・寧波市
- ・日程 令和6年8月22日（木）～8月25日（日）（現地交流 23日、24日）
- ・人員 10名

## ア 関空ー中国空港間の往復航空券手配

### 【座席数】

- ・10席

### 【航空便】

- ・関西国際空港を出発・到着の空港とし、中国は寧波櫟社国際空港、杭州蕭山国際空港、上海浦東国際空港のうちいずれかを到着・出発空港とすること。なお、中国の到着空港と出発空港は異なってもかまわない。  
（参考： 往路 関西国際空港 → 上海浦東国際空港  
復路 寧波櫟社国際空港 → 関西国際空港 ）
- ・出国は、関西国際空港出発で9時30分以降の出発予定便、寧波櫟社国際空港に17時30分までの到着予定便、杭州蕭山国際空港、上海浦東国際空港に16時00分までの到着予定便とすること。
- ・帰国は、寧波櫟社国際空港の場合は10時00分以降、杭州蕭山国際空港、上海浦東国際空港の場合は12時30分以降の出発予定便、関西国際空港20時30分までの到着便とすること。
- ・出発日、帰着日に関西国際空港と寧波櫟社国際空港、杭州蕭山国際空港間の直行便が運航する場合は、この2空港利用を優先する。ただし、時間は上記時間内とする。
- ・航空便は同じ航空会社を利用するものとする。
- ・渡航ルートは、直行もしくは1回の乗継で到着するものとする。

- ・渡航者全員が同一便とする。

#### 【発券】

- ・座席クラスはすべてエコノミークラスとする。
- ・入札後の経路変更等は原則禁止。但し発券前に満席が判明した場合は担当者へ連絡し指示に従うこと。
- ・渡航者に係る詳細情報（パスポート情報）は、6月27日（木）頃に落札者に提供する。  
（参加情報（航空券予約に必要な氏名等）は、6月20日（木）頃に提供できる予定）

#### 【納品】

- ・Eチケットを発券すること。
- ・出発日の1週間前までに出力したもの及びメールで委託者へ納品すること。

#### 【変更及びキャンセルについて】

- ・委託者より変更又はキャンセルの依頼があった場合は、速やかに対応すること。

#### 【天災地変等やむを得ない理由による変更について】

- ・委託者の指示に従い、航空券の変更あるいはキャンセルの手配をすること。

#### 【添乗員】

- ・同行は不要。但し渡航中は現地情勢や天候、航空機の運行状況を確認し、欠航等の恐れがある場合は代替便を手配すること。

#### イ 通信機器の手配

- ・現地で使用可能な携帯電話1台とWi-Fiルーター1台を手配（4G以上、通信容量無制限、LINEアプリが使えるプランとする。）。携帯電話の使用は1日30分を見込む。

#### ウ 記念品手配

- ・奈良市の特産品等を交流の記念品として手配すること。金額は5,000円（税込）とし委託料に含め内容は委託者と調整し決定すること。

#### エ その他

- ・海外旅行保険は参加者個人加入となるため委託金額には含めないこと。但し参加者に対して海外旅行保険の案内を行うこと。
- ・渡航における注意事項、緊急連絡先（体制）とリスク管理を参加者向けの「緊急対応マニュアル」としてまとめ、8月14日（水）までに委託者へ提出すること。
- ・参加者の安全や健康が損なわれる危機がある場合は、事業者のネットワークを活用し、日本への迅速な帰国手続き、大使館、領事館等の関係機関との調整を行い対応すること。
- ・8月22日（木）の中国空港到着から8月25日（日）中国空港出発までにかかる食事、宿泊は中国主催者より提供があるため委託料に含めないこと
- ・渡航において必要な手続き（パスポート申請、ビザ申請、コロナ陰性証明、検査等）を参加者が行う際、参加者個人負担となり委託料に含めないこと。ただし、手続きの相談やサポートは行うこと。

- ・1人あたり1個までのスーツケースを受託手荷物とする。受託手荷物の重さは15kg～20kgとする。
- ・航空会社はLCCも可とする。

### ③ 中韓交流団受入業務

参加人員

	合計	青少年交流団	引率者 指導者	事務局
韓国交流団	10	6	4	0
中国交流団	10	8	2	0
日本交流団	18	16	1	1
受託者手配通訳	2	0	2	0
合計	40	30	9	1

旅 程 令和6年9月27日（金）入国～9月30日（月）帰国

#### ア 宿泊場所手配

9月27日（金）～9月30日（月） 3泊4日

中国交流団・韓国交流団 20名＋事務局1名 人数分宿泊手配すること。

- ・指導者・引率者：6名（シングル6部屋）（3泊）
- ・青少年交流団：14名（シングル14部屋又はツイン4部屋、シングル6部屋）（27日、29日のみ宿泊）（参加者の男女比によって変わる可能性がある）
- ・事務局：1名（シングル1部屋）（27日、29日のみ宿泊）

※洋室手配とすること。

※宿泊場所は奈良市内とし、全員同じ施設とすること。（28日は中韓青少年交流団、受託者手配通訳、日本交流団は奈良ユースホステルで宿泊する。ユースホステル宿泊は委託者で手配。委託料に含めない）奈良市内で手配できない場合は、近鉄奈良駅までバスで、1時間以内で到着できる宿泊施設であれば奈良市外でも差し支えない。但し、移動にかかる費用は委託料に含むこと。

9月27日、29日の夕食は宿泊施設から徒歩圏内で検討しているため、JR・近鉄奈良駅付近が望ましい。

※中韓青少年交流団のスーツケース（ユースホステル宿泊者14人分）は27日宿泊施設で29日まで預かることができる施設にすること。

※朝食は宿泊施設提供とすること。バイキングスタイルが好ましいが、セットメニューの際は和食、洋食の選択ができるなど同じメニューが続くことのないようにすること。（日々3品以上異なるなど工夫をすること）

※宿泊施設には中国語、韓国語を母国語とする一行が宿泊する旨を伝えた上で多言語対応できることが望ましい。

#### イ 貸切バス等手配

9月27日（金）、30日（月）：関西国際空港～宿泊施設 中型又は大型バス 各日2台

- ・9月27日、30日は中国交流団、韓国交流団のそれぞれ到着、出発航空便に合わせて貸切バス各団体に1台を手配すること。正席20席以上とし、人数分のスーツケースを運搬できるトランクケースを有するものとする。

9月28日（土）、29日（日）：奈良市内移動 大型バス各日1台

- ・9月28日、29日は日本交流団もあわせて移動する。48人以上輸送できるよう大型バスを手配すること。

9月28日（土）指導者・引率者6名分 タクシー利用

- ・9月28日奈良ユースホテル～宿泊施設間を指導者・引率者6名が移動するためのタクシーを手配すること。

※行程表（別紙）における燃料代や駐車場料金、高速料金等は委託料に含むこと。

#### ウ 食事手配、ミネラルウォーター（500mL ペットボトル）手配

食事								
日付	項目	中国交流団	韓国交流団	日本交流団	受託者手配通訳、添乗員	奈良市事務局	合計	備考
9月27日	昼食	10	10	0	2	0	22	
	夕食	10	10	0	2	0	22	
9月28日	朝食	10	10	0	0	1	21	宿泊施設提供
	昼食	10	10	17	2	0	39	
	夕食	10	10	17	2	0	39	
9月29日	朝食	2	4	0	0	0	6	奈良ユースホテル宿泊者以外宿泊施設提供
	昼食	10	10	17	2	0	39	
	夕食	10	10	0	2	0	22	
9月30日	朝食	10	10	0	0	1	21	宿泊施設提供
	昼食	10	10	0	2	0	22	
ミネラルウォーター								
日付	項目	中国交流団	韓国交流団	日本交流団	受託者手配通訳、添乗員	奈良市事務局	合計	備考
9月27日	昼	10	10	0	2	0	22	
	夕	10	10	0	2	0	22	
9月28日	朝	10	10	0	2	0	22	
	昼	10	10	17	2	0	39	
9月29日	朝	10	10	16	2	0	38	
	昼	10	10	17	2	0	39	
	夕	10	10	0	2	0	22	
9月30日	朝	10	10	0	2	0	22	
	昼	10	10	0	2	0	22	

- ・上記及び行程表（別紙）に基づき、朝食、昼食、夕食を提供すること。

食事内容及び場所については複数提案し、委託者と相談の上決定すること。米飯については温かい状態で提供すること。

- ・9月28日（土）、29日（日）の昼食は原則レストランでの提供とするが、弁当の提供

でも差し支えない。但し、弁当のゴミは受託者にて処分すること。なお米飯については温かい状態で提供すること。

- ・昼食は1人1食1,500円(税込)以上(27日・30日)、2,000円(税込)以上(28日・29日)、夕食は1人1食3,000円(税込)以上として見積もり委託金額に含むこと。

但し9月28日(土)の夕食会は、1人6,000円(税込)以上として見積もること。食事場所については委託者と調整し決定すること。

- ・朝食については宿泊施設での提供とする。9月29日(日)については奈良ユースホテル宿泊の中韓青少年交流団、受託者手配通訳、日本交流団32名の朝食は委託者手配のため委託料に含めないこと。(指導者・引率者6名分は宿泊施設提供)
- ・30日の昼食に関しては、航空便の出発時間によって軽食を用意する必要がある場合、宿泊施設での手配が望ましい。

#### エ 視察手配

- ・9月28(土)、29日(日)に38名が東大寺大仏殿や興福寺国宝館、薬師寺、西大寺等(予定)の視察を行う。  
グループ単位での行動を予定しているため個人料金で委託料に含むこと。
- ・受託者手配通訳は現地説明を行うものとする。

#### オ 同行通訳手配(28日の宿泊も含むこと)

- ・受託者は9月28日、29日に同行通訳を手配すること。  
28日は宿泊施設に7時30分に集合し、29日は20時30分頃解散予定。
- ・9月28日、29日の行程において、中国交流団に日本語中国語通訳1名、韓国交流団に日本語韓国語通訳を1名同行させること。  
9月28日(土)の同行通訳の宿泊は奈良ユースホテルとする。(相部屋の可能性がある。参加者の多くが女性であるため、女性の同行通訳が望ましい。)
- ・同行通訳は交流プログラムにおいて、指導者や各都市参加者のコミュニケーションが円滑にすすむようにサポートを行うこと。
- ・同行通訳は行程管理を行うとともに食事・移動・宿泊・視察等においてチェックインや注文など現場で必要な手続きを行うこと。
- ・同行通訳は通訳案内士の登録がある者とする。
- ・同行通訳にかかる経費(食事代等)については、委託金額に含むこと。
- ・事前打ち合わせ(2回程度)を行うため、オンラインで打ち合わせできることが望ましい。(なおオンラインが難しい場合は奈良市役所で打ち合わせを行う。その際の交通費は委託金額に含むこと。)

#### カ 添乗員手配（宿泊は含まない）

- ・ 9月27日、30日の添乗員を中国交流団と韓国交流団に1名ずつ手配すること。但し添乗員は通訳でなくても可とする。
  - ・ 添乗員は関西国際空港～宿泊施設の移動・到着後の食事・宿泊・視察等においてチェックインや注文など現場で必要な手続きを行うこと。
  - ・ 27日の到着日に関しては、関西国際空港到着口からバスまでの案内も含むこと。
  - ・ 30日の帰国日に関しては、宿泊施設から関西国際空港出発口までの案内も含むこと。
- ※航空機は各国手配であるため、到着・出発時間は8月下旬頃に決定する。

#### キ 記念品手配

- ・ 奈良市の特産品等を交流の記念品として手配すること。金額は20,000円（税込）とし委託料に含め内容は委託者と調整し決定すること。

#### ④ 業務報告書の作成

本業務終了後、行程の詳細と手配の実数について詳細に整理し、業務の詳細が分かるように写真等を含めた業務報告書を提出すること。

### 5 その他留意事項

#### ① 委託料算出にあたっての留意事項

- (ア) 運営管理費として、見積額の合計10%を限度して計上することができる。なお管理費には、受託するにあたって発生する通信連絡費及び消耗品費を含むものとする。
- (イ) 一律計上経費は実費精算とするため、領収証などすべて保管し提出すること。
- (ウ) 本仕様書の各項目や件数、必要については実際の手配を保証するものではなく、実数精算するものである。
- (エ) 見積もりに際して、総価に対する値引き項目として盛り込まないこと。値引きがある場合は各項目において算出の上計上すること。
- (オ) 落札者は、落札後委託者に対して速やかに見積金額の内訳を提出すること。

#### ② 業務履行にあたっての留意事項

- (ア) 受託者は委託業務の一部を再委託することができる。再委託にあたっては、業者及び再委託内容について委託者の事前承認を得ること。
- (イ) 本委託業務に把握した情報は、事前に委託者の承諾を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。また、本業務従事者に対し、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、秘密の保持、私的流用の禁止等の情報の流出を防止し、適正な情報管理を徹底させること。
- (ウ) 受託者は本委託業務の実施に必要となる物的設備、人的環境等については、各種関係法令に違反することがないように留意すること。また是正すべき事が生じた場合には



速やかに委託者へ報告するとともにその指示を受け是正すること。

(エ) 本委託業務において製作した成果物は委託者に引き渡すものとし、その著作権は委託者に属するものとする。

③ その他

(ア) 本仕様書に記載されていないもの、又は不測の事態への対応については委託者と協議の上決定する。

(イ) 対象者数の変更など、契約締結後において業務内容に変更があった場合は、委託料又は委託期間を変更するものとする。なお人員減等の場合は受託者が旅行業約款等に定めるキャンセル料を支払う。見積書提出時、キャンセル規定等を説明すること。

(ウ) 精算に関しては、受託者は業務終了後、速やかに証拠書類を整備し、同写しを添付の上、請求すること。また仕様書上の手配項目と書類の照合が平易となるよう留意すること。